



# 信頼される産地づくり



残留農薬の分析

## 食の安全・安心の確保

宮崎県では、「宮崎方式」と呼ばれる残留農薬検査システムを確立し、畜産物と花きを除く全ての商品ブランドの出荷期間中に、月2検体以上の残留農薬検査を義務づけています。

当システムは、国内で使用されている農薬のほぼ全成分を約2時間で分析可能であり、基準値を超えた場合は、速やかに出荷を停止し回収する体制を構築しています。

## 宮崎方式「残留農薬検査システム」の特長

### より早く

平成11年度より出荷前検査に取り組み始めました。

### より速く

約2時間後に結果がわかります。

### より詳しく

国内で使用されているほぼすべての農薬、約440種類の農薬を検査します。

### より厳しく

不適合農産物の出荷停止に取り組んでいます。

## 生産者が主体的に取り組むチェック体制の強化

畜産物、林産物を除く全ての商品ブランド産地では、平成26年度から商品ごとの生産・品質管理を徹底するため、農薬の適正使用や生産工程管理の記録を遵守する「みやざきブランド産地チェックシート」を導入・義務化し、生産者が主体的に取り組むチェック体制の強化に努めています。

※国のGAP（農業生産工程管理）ガイドラインに準拠した適合基準に準じたチェック項目を生産者自身が自己チェックするもので、第三者による認証を取得しているものではありません。



生産工程管理記録の徹底

## SNS等を活用した各種情報の発信

本県産品を安心して購入してもらうため、ホームページやフェイスブックを活用し、商品ブランドに関する様々な情報を発信しています。（産地紹介、商品ブランドの特長、食べ方、栄養・機能性成分の分析結果など）



ホームページ



Facebookページ

